

事案送致制度と指導委託制度の法的検討（途中問題提起版）

日大鈴木秀洋

機関間の間に子どもの命が落ちることのないよう以下提案します。

1 事案の送致制度における留意事項

(1) 課題設定

送致制度の片面的構成の必要性

【1 類型】① 児童相談所（行政処分権限）→市区町村送致

【2 類型】② 市区町村→児童相談所（行政処分権限）

(2) 効力生じる時期

ア 原則は、協議を行い双方の機関における了解ができてから

※了解の中身についても精査必要

（文書による家族状況表やこれまでの援助方針・内容等…）

イ ①②の比較

緊急時・上記協議が整わないとき

→①については、

送致認めず。（又は手続き的要件を全て満たした後との停止条件付）

→②については、

送致を認める。（又は解除条件的考え方）

2 市区町村を指導委託先とする場合の留意事項

(1) 課題設定

協議の理解が不十分なままで現場で利用されないよう典型事例を例示が不可欠

さらにその場合の留意事項については、特に行政主体間であることに特別の注意を注記（その後の市町村の支援・信頼関係が壊されないよう、個別事項の責任主体の明確化）

(2) 問題点の指摘（法的整理の課題）

自治体間の地方自治法上の事務の委託の法的課題をクリアする必要があるのではないのか。地方自治法の事務の委託の考え方を否定し、児童福祉法が特別法として新しい自治体間の委託手法を定めたということか。

・規約（協定書）・経費負担・個別具体的ケースワークの指揮命令など？

(3) 問題点の指摘（現場の臨機応変な対応・継続的關係性の維持）

・その場での緊急時の対応が難しい。

・措置終了後の支援ベースの關係性にチェンジし難い。→どう配慮するか書き込む